



2024年6月27日

各位

会社名 株式会社サインド  
代表者名 代表取締役社長 奥脇 隆司  
(コード番号: 4256 東証グロース)  
問合せ先 代表取締役副社長兼管理部長 高橋 直也  
(TEL. 03-6277-2658)

### 上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について

当社は、2023年6月30日に東京証券取引所グロース市場の「上場維持基準の適合に向けた計画書」を提出し、その内容について開示しております。2024年6月27日時点における計画の進捗状況等について、下記のとおり作成いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 当社の上場維持基準の適合状況の推移及び計画期間

当社の基準日時点におけるグロース市場の上場維持基準への適合状況は、以下のとおりとなっており、流通株式比率については基準を充たしておりません。当社は、流通株式比率に関しまして2025年3月末までに、上場維持基準に適合するために、引き続き各種取組を進めてまいります。

		株主数	流通株式数	流通株式時価総額	流通株式比率
当社の状況 (基準日時点)	2023年3月31日 時点	2,006人	14,412単位	14億円	24.84%
	2024年3月31日 時点	1,548人	14,225単位	11億円	24.53%
上場維持基準		150人以上	1,000単位以上	5億円以上	25%以上
計画期間					2025年3月末

※当社の適合状況は、東証が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。

#### 2. 上場維持基準の適合に向けた取り組みの実施状況及び評価

##### ① 役員の保有株式への流動化の検討

当社は、基準日時点において、当社主要株主で代表取締役である奥脇隆司と高橋直也、取締役である亀井信吾で74%超の株式を保有していることから、流通株式比率が24.53%と基準である25%を下回っております。

上場維持基準に適合するために必要な株式を市場へ供給することは株価形成においてマイナスの影響を与える可能性もあることから、売却のタイミングを慎重に検討しておりましたが、当社の株価や出来高等を考慮した結果、現時点で売買を実施できておりません。引き続き施策や実施時期などは社内では

重に検討を重ねておりますが、具体的な時期、方法につきましては検討中であり、開示すべき事項を決定した際には、速やかにお知らせいたします。

## ② IR の促進

当社は、機関投資家や個人投資家の投資意欲を喚起し、流動性の改善を進めることで、大株主の株式売却を促すため、国内外の機関投資家との 1on1 ミーティングの実施や、半期ごとに決算説明会の開催、個人投資家向けの各種セミナー参加、当社サービスや取り組みに関するニュースリリースの充実等を実施することで知名度を向上させ、投資家の投資意欲を喚起し、流動性の改善をはかっております。

自社ホームページなどを通じて、株主・投資家向けの情報開示を行っておりますが、より多くのステークホルダーの皆様へ当社の企業活動の状況を正しくご理解いただけるよう、アナリストレポートの掲載や、個人投資家向けのセミナーの告知やアーカイブ動画のお知らせ等の情報発信の数を増やしてまいりました。また、個人投資家向けの各種セミナーは、地方都市開催のセミナー参加を含め参加数を増やし、IR 活動を強化し、数多くの個人投資家の方との接点を増やす取り組みを実施いたしました。

引き続きより多くのステークホルダーの皆様へ当社の企業活動の状況を正しくご理解いただけるように、積極的な情報発信を行ってまいります。

## ③ 当社従業員向けのストック・オプションの行使の働きかけ

当社は当社従業員に対しストック・オプションとしての新株予約権を付与しております。計画期間内の 2024 年 12 月 22 日以降に第 1 回新株予約権（目的となる株式数は本書提出日現在において 270,000 株）の行使の条件を充たした従業員が行使可能となります。全て行使された場合は、当社の試算では基準日時点の流通株式比率から、3.36%の改善になります。引き続き従業員に対し早期の権利行使を促してまいります。

## 3. 上場維持基準への適合に向けた今後の課題と取り組み内容

2. に記載の上場維持基準に適合するために必要な株式を市場へ供給することによる影響を考慮しながら、IR 活動を促進して機関投資家や個人投資家の投資意欲を喚起し、流動性の改善を進めることで、大株主の株式売却を促してまいります。

また、上記に記載の通り、計画期間内の 2024 年 12 月 22 日以降に第 1 回新株予約権の行使の条件を充たした従業員が行使可能となることから、大株主の株式売却を促すとともに、従業員に対しても早期の権利行使を促し、流動性の改善を進めることで、計画期間内（2025 年 3 月 31 日）の可能な限り早期に上場維持基準を充たすための施策を実施してまいります。

以上